本 PDF ファイルは、「音声で読み上げる」機能を利用し、ただしい音声変換ができるよう、文字の一部をひらがな、カタカナで表示しています。
印刷利用は行わないでください。

北方領土について。

択捉島、クナシリとう、しこたんとう、及び、ハボマエぐんとう、からなる北方領土は、
日本国民が父祖伝来の地として受け継いできたもので、
いまだかつて一度も外国の領土となったことがない日本固有の領土です。

領土確定の経緯について。

1855 年（安政がんねん）に、択捉島とウルップ島との間に日露の国境が法的に画定されて以降、
択捉島、クナシリとう、しこたんとう、ハボマエぐんとうから成る北方四島は
一度も他国の領土になったことはありません。

　江戸時代、松前藩は 17 世紀初頭から北方四島を自藩の領域として認識し、
徐々に統治を確立していきました。1644 年（せいほがんねん）、クナシリとう、エトホロ島
などの地名が明記された地図が松前藩から幕府に提出され、
日本地図「せいほ御国絵図」が編纂されています。
江戸幕府は、ロシアの勢力の南下に伴い、
択捉島及びそれより南の島々に番所を置いて外国人の侵入を防ぎ、
これらの島々を統治しており、1798 年（寛政 10 年）、
大規模な巡察隊を蝦夷地に派遣しました。
このとき、近藤重蔵は最上徳内と共にクナシリとう、択捉島を調査し、
択捉島に、「大日本えとろふ」のひょうちゅう、を建てています（図２）。
1855 年（安政がんねん）「日魯通好条約」が結ばれ、
当時自然に成立していた択捉島とウルップ島の間の国境をそのまま確認しました（図３）　。
　1875 年（明治 8 年）、樺太千島交換条約により、
樺太（サハリン）全島における日本の権利と引き替えに、
日本は千島列島として、最北のシュムシュ島から、
もっとも南に位置するウルップ島までの 18 島が列挙されました（図４）。
そこには北方四島のとうめいはありません。こうした事実は、
千島列島とは明確に区別された北方四島が、
一度も日本以外の領土になったことがない日本の領土であることを示しています。
1905 年（明治 38 年）、日露戦争後に締結されたポーツマス条約では、
樺太（サハリン）の北緯 50 度以南を、日本がロシアから割譲されました（図５）。

北方四島の暮らしについて。

第二次世界大戦前の北方四島には、約 17,000 人の日本人が居住していました。
しこたんとうは、1 村（シコタン村）、クナシリとうに、2 村（泊村、留夜別村）、
択捉島では 3 村（留別村、紗那村、蘂取村）が置かれ、
それぞれに役場が置かれており、ハボマエぐんとうはハボマエ村（現在の根室市）に属していました。
各島には、駅逓※、郵便局、警察署、小学校等が設けられていました。
北方海域は水産資源が豊富なため、水産業が盛んで、クナシリとうや択捉島では林業や鉱業なども行われていました。

領土問題の発生について。

1945 年（昭和 20 年）8 月 9 日、ソ連は、
当時まだ有効だったにちソ中立条約に違反して対日参戦し、
日本がポツダム宣言を受諾して降伏の意思を明確にした後も攻撃を続け、北方四島を占領しました。
1945 年（昭和 20 年）8 月 9 日、
ソ連は 1941 年に署名され当時有効であったにちソ中立条約を無視して対日参戦しました。
ソ連軍が千島列島への攻撃を開始したのは、
我が国がポツダム宣言を受諾して連合国に降伏の意思を明確に示した 8 月 14 日から 4 日後の 8 月 18 日でした。
その後、ソ連軍は島づたいに南下し、8 月 31 日までに千島列島の南端であるウルップ島まで占領を完了しました。
更にソ連軍の別の部隊が、8 月 28 日に択捉島、9 月 1 日から 9 月 5 日までの間にクナシリとう、
しこたんとう及びハボマエぐんとうのすべてを占領してしまいました。
終戦じ、択捉島以南の四島には、約 1 万 7,000 人の日本人が居住していました。
ソ連軍の占領により、約半数の者は自ら脱出しましたが、それ以外の島民は、
1947 年（昭和 22 年）から 1948 年（昭和 23 年）に四島から強制退去させられ、
サハリンでの抑留生活を経て、函館に送還されました。

首脳レベルでの合意。

北方領土問題が発生して以降、日本政府とソ連・ロシア政府との間で交渉が行われ、
今日に至るまで継続しています。

1956 年 10 月。

にちソ共同宣言。

平和条約の締結交渉の継続及び平和条約締結後にソ連がハボマエぐんとう及びしこたんとうを日本に引き渡すことに同意。

1991 年 4 月。

ゴルバチョフ大統領訪日。

ハボマエ、シコタン、クナシリ、択捉の四島が領土問題の対象であることを文書において確認。

1993 年 10 月。

エリツィン大統領訪日。

「日露関係に関する東京宣言」に署名、平和条約の早期締結に向け交渉継続を確認。

1998 年 4 月。

川奈首脳会談。

橋本総理から領土問題解決のための提案が行われる。

1998 年 11 月。

モスクワ首脳会談。

「創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言」に署名。

2001 年 3 月。

イルクーツク首脳会談。

北方四島の帰属問題を解決することにより平和条約を締結すべきことを再確認。

2003 年 1 月。

小泉総理訪ロ。

「日露行動計画」を採択、諸問題の交渉を加速するとともに、四島交流事業の発展を確認。

2013 年 4 月。

安倍総理訪ロ。

戦後 67 年を経て日露平和条約が締結されていない状態は異常であるとの認識で一致。

2016 年 12 月。

プーチン大統領の訪日。

北方四島における共同経済活動に関する交渉を進めることで合意。

2018 年 11 月。

シンガポールでの首脳会談。

1956 年にちソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることに合意。

2019 年 6 月。

プーチン大統領の訪日。

シンガポールにおいて共に表明した決意の下で精力的に平和条約交渉が行われていることを歓迎、引き続き交渉を進めていくことで一致。

日露交流・協力について。

政府は、北方領土問題の解決を含む平和条約交渉の進展のための環境整備にも資するものとして、
北方四島において次のような協力や交流をおこなっています。

1.　四島交流、自由訪問及び北方ぼさん。

（1）　四島交流。

北方領土問題の解決までの間、相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的とした、
日本国民と北方四島に居住するロシア人との間の旅券・査証なしによる相互訪問事業。

（2）自由訪問。

人道的見地から行われている、元島民及びその家族である日本国民による最大限に簡易化された北方領土への訪問事業。

（3）北方ぼさん。
人道的見地から行われている身分証明書によるぼさん事業。

2.　北方四島住民支援について。

（1）北方四島からの患者の受け入れ。

（2）北方四島医師・看護師等研修等。

3.　北方四島を含む日露隣接地域における協力について。

（1）　防災分野における協力。

（2）生態系保全分野における協力。

北方領土関連施設について。

北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町）には、
北方領土を直接目にすることが出来たり、北方領土の歴史、自然や地形、返還要求運動、ロシア文化などを、
わかりやすく学ぶことのできる施設が数多くあります。